

第 10 期

高岡市容器包装廃棄物分別収集計画

令和 4 年 6 月

高 岡 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	4
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	5
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	6
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	7
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込みの算定方法	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	10
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11
	(1) 高岡市廃棄物減量化等推進審議会の活用	
	(2) 市民の協力を求めるうえで必要な事項	
	(3) 集団回収を促進するために必要と考えられる事項	
	(4) ごみの減量化・リサイクル活動を推進するために必要と考えられる事項	
	(5) その他必要と考えられる事項	

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市は、平成17年11月1日の旧高岡市と旧福岡町との合併による新高岡市の誕生に伴い、平成20年3月に、「高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定した。その後、「高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の前期目標年度を過ぎたことから見直しを行い、平成24年3月に計画の一部改定を行っている。

計画の策定から10年が経過し、その間、国では廃棄物処理に関する指針の改定を行うなど、ごみ処理を取り巻く社会情勢が変化してきた。本市においても資源物等の回収方法の変更や分別の見直し、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの本格実施などを行っている。

これらを踏まえ、平成30年3月に「第2次高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の策定を行った。

家庭系ごみ・資源物は、合併後も旧高岡市地域と旧福岡町地域で異なるごみの分別・収集を行っていたが、平成26年10月からの高岡地区広域圏事務組合の新ごみ処理施設（高岡広域エコ・クリーンセンター）の本格稼働に併せて、ごみの分別・収集の統一を行った。分別方法の見直しにより、中間処理施設（リサイクルプラザ・福岡リサイクルセンター）を廃止し、新たに市民がごみを直接持ち込み出来る施設（高岡・福岡ストックヤード）として活用してきた。令和2年1月、旧焼却場（環境クリーン工場）跡地に新たに高岡市ストックヤードとして集約した施設を建設し、令和2年4月から市民のごみの受け入れを行っている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づく容器包装廃棄物の分別収集や、本市における容器包装廃棄物の3R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進に基づいて、容器包装廃棄物の3Rを推進していくことで、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が期待され、循環型社会の形成を図っていくものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たって、第2次高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に掲げた基本方針を本計画の基本方向とし、以下に示す。

- ・発生源からはじめるごみ減量の推進
- ・多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進
- ・環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進
- ・計画の実現に向けた体制整備

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5か年とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

なお、本計画では容器包装廃棄物の各名称について、以下のように名称を統一することとする。（以下同じ）

- | | |
|---|----------|
| ① 主としてスチール製の容器 | スチール缶 |
| ② 主としてアルミニウム製の容器 | アルミ缶 |
| ③ 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの
及び主として白乳ガラス製のものを除く。）に係るもの | |
| ・無色のガラス製容器 | 無色ガラスびん |
| ・茶色のガラス製容器 | 茶色ガラスびん |
| ・その他のガラス製容器 | その他ガラスびん |
| ④ 主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料、しょう油
又は調味料を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製
の容器に係るもの | ペットボトル |
| ⑤ 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器
（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に係
るもの | 紙パック |
| ⑥ 主として段ボール製の容器 | 段ボール |
| ⑦ 主として紙製の容器包装であって、紙パック、段ボール以外のもの | 紙箱・包装紙 |
| ⑧ 主としてプラスチック製の容器包装であって、ペットボトル以外
のもの（白色の発泡スチロール製食品用トレイ（以下、「白色トレ
イ」と表記）を含む） | プラスチック容器 |

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

各年度における容器包装廃棄物の総排出量の見込みを表1-1に、品目別排出量の見込みを表1-2に示す。

ここで示す見込み量は、「市町村分別収集計画策定の手引き（十訂版）」の31頁における算出方法により算定した。

（表1-1）

（単位：t／年）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	9,408	9,353	9,297	9,236	9,175

（表1-2）

（単位：t／年）

年度 項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
缶	スチール缶	464	461	458	455	452
	アルミ缶	581	578	574	570	566
	小計	1,045	1,039	1,032	1,025	1,018
ガラス びん	無色ガラスびん	638	634	630	626	622
	茶色ガラスびん	1,394	1,386	1,378	1,369	1,360
	その他ガラスびん	59	59	59	59	59
	小計	2,091	2,079	2,067	2,054	2,041
紙製容 器包装	紙パック	174	173	172	171	170
	段ボール	1,336	1,328	1,320	1,311	1,302
	紙箱・包装紙	1,161	1,154	1,147	1,139	1,131
	小計	2,671	2,655	2,639	2,621	2,603
プラスチック 製容器 包装	ペットボトル	1,220	1,213	1,206	1,198	1,190
	プラスチック容器	2,381	2,367	2,353	2,338	2,323
	小計	3,601	3,580	3,559	3,536	3,513
合計		9,408	9,353	9,297	9,236	9,175

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策について実施する。

今後、容器包装廃棄物の排出抑制に関してより効率的な方策を進めるためには、個々の市町村だけでなく社会全体における課題として、容器包装材料の多様化・複雑化による再商品化の困難性を極力排除する等、市民・事業者・行政が一体となってリサイクル社会（循環型社会）の形成を進めていく必要がある。

① ごみ、環境問題に関する意識啓発

- ・ ごみの減量やリサイクル、分別の方法や出し方について、自治会等からの要望に応じて職員が説明を行う出前講座等を継続的に実施する。
- ・ 家庭系ごみの分け方と出し方・ごみの収集カレンダーや広報誌による啓発活動
- ・ マイバッグ運動の継続的な実施
- ・ 分別排出ルール of 啓発の強化「捨てればごみ、生かせば資源！プラゼロ運動！」
- ・ 使い捨てコンタクトレンズ空ケースのリサイクル運動「アイシティ eco プロジェクト」

② 家庭・地域での排出抑制・資源化

- ・ 買い物（マイバッグ）の利用及びレジ袋や過剰包装を断る
- ・ 再生品の使用の促進及び使い捨て商品の使用の自粛
- ・ 定められた分別排出のルールを守り、資源物とごみの分別排出の協力
- ・ 環境にやさしい商品マーク（エコマークやグリーンマーク）の商品選択
- ・ 自治会等の各種市民団体が自主的に行う集団回収への参加
- ・ 拠点回収による資源物の回収
- ・ ごみゼロ運動週間の設定や市民参加型行事の企画等ごみ減量運動の展開

③ 事業所における排出抑制・資源化

- ・ 過剰包装を抑制し、包装の簡易化
- ・ レジ袋の削減及びマイバッグ使用の推進
- ・ 事業所説明会等の実施によるごみ減量化・リサイクルの推進
- ・ 富山県「とやまエコ・ストア制度」の登録及び店頭回収の実施

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

容器包装廃棄物の排出に伴う市民の負担軽減に配慮するとともに、分別収集に必要な機材や作業員などの収集体制及び収集効率、選別・処理施設の処理能力等を勘案し、本市における収集に係る分別の区分を表2のとおりとする。

（表2）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	飲食用缶類 （スチール缶・アルミ缶）
主としてアルミ製の容器	
無色のガラス製容器	飲食用びん（無色）
茶色のガラス製容器	飲食用びん（茶色）
その他のガラス製容器	飲食用びん（その他色）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	飲食用ペットボトル
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されている物を除く）	古紙類（紙パック）
主として段ボール製の容器	古紙類（段ボール）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	古紙類（紙箱・包装紙）
主としてプラスチック製の容器包装で上記以外のもの	プラスチック容器

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位:t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	62		62		61		61		60	
主としてアルミ製の容器	155		154		153		152		151	
無色のガラス製容器	(合計) 307		(合計) 305		(合計) 303		(合計) 301		(合計) 299	
	(引渡) 0	(独自処理) 307	(引渡) 0	(独自処理) 305	(引渡) 0	(独自処理) 303	(引渡) 0	(独自処理) 301	(引渡) 0	(独自処理) 299
茶色のガラス製容器	(合計) 300		(合計) 299		(合計) 297		(合計) 295		(合計) 293	
	(引渡) 0	(独自処理) 300	(引渡) 0	(独自処理) 299	(引渡) 0	(独自処理) 297	(引渡) 0	(独自処理) 295	(引渡) 0	(独自処理) 293
その他のガラス製容器	(合計) 149		(合計) 148		(合計) 147		(合計) 146		(合計) 145	
	(引渡) 149	(独自処理) 0	(引渡) 148	(独自処理) 0	(引渡) 147	(独自処理) 0	(引渡) 146	(独自処理) 0	(引渡) 145	(独自処理) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されている物を除く)	19		19		19		19		18	
主として段ボール製の容器	996		990		984		978		971	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 371		(合計) 369		(合計) 367		(合計) 364		(合計) 362	
	(引渡) 0	(独自処理) 371	(引渡) 0	(独自処理) 369	(引渡) 0	(独自処理) 367	(引渡) 0	(独自処理) 364	(引渡) 0	(独自処理) 362
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 281		(合計) 279		(合計) 278		(合計) 276		(合計) 274	
	(引渡) 0	(独自処理) 281	(引渡) 0	(独自処理) 279	(引渡) 0	(独自処理) 278	(引渡) 0	(独自処理) 276	(引渡) 0	(独自処理) 274
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,161		(合計) 1,154		(合計) 1,147		(合計) 1,139		(合計) 1,132	
	(引渡) 1,161	(独自処理) 0	(引渡) 1,154	(独自処理) 0	(引渡) 1,147	(独自処理) 0	(引渡) 1,139	(独自処理) 0	(引渡) 1,132	(独自処理) 0

※(独自処理量)とは、指定法人による引取りではなく、高岡市が独自に処理を行う予定量を示す

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の各年度（令和5年度～令和9年度）見込みは

直近年度（令和元年度～令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績

×

人口変動率

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
167,233	166,239	165,226	164,145	163,063
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
99.40%	99.41%	99.39%	99.35%	99.34%

※人口変動率の推計人口は、第2次高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【平成30年3月】を参考としている。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

缶・びん・ペットボトルについては、容器や色の種類ごとに分別収集を実施する。

プラスチック容器、紙パック、段ボール、紙箱・包装紙については、それぞれの種類ごとの分別収集を実施している。

この排出形態に伴う収集・運搬段階、選別・保管等の体制については表3に示す。

(表 3)

分別収集をする 容器包装廃棄物 の種類	収集に係る 分別の区分	収集・ 運搬段階	選別・ 保管段階
スチール缶	飲食用缶類 (スチール缶・アルミ缶)	市及び委託業 者による定期収 集	市(高岡市ストックヤード)
アルミ缶			
無色ガラス びん	飲食用びん(無色)		
茶色ガラス びん	飲食用びん(茶色)		
その他 ガラスびん	飲食用びん(その他色)		
ペットボトル	飲食用ペットボトル		民間の中間処理施設 (選別・圧縮・梱包)
紙パック	古紙類(紙パック)		
段ボール	古紙類(段ボール)		
紙箱・包装紙	古紙類(紙箱・包装紙)		
プラスチック 容器	プラスチック 容器		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

（1）施設の種類と概要

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類を表 4-1 に、分別収集の用に供する施設整備概要を表 4-2 に示す。

（表 4-1 ）

	区分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排出	集積場所	町内が設置する共通集積場
収集・運搬	収集車両	直営及び民間委託
選別	民間	・スチール缶→選別→圧縮 ・アルミ缶→選別→圧縮 ・ペットボトル→圧縮梱包 ・紙パック、段ボール→選別→圧縮梱包 ・紙箱・包装紙→選別→圧縮梱包 ・プラスチック容器→選別→圧縮梱包
保管 ストックヤード	市	スチール缶、アルミ缶、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他色ガラスびん
	民間	ペットボトル、紙パック、段ボール、紙箱・包装紙、プラスチック容器

(表 4-2)

収集に係る 分別の区分	収集容器	収集・ 運搬段階	収集日の 区分	収集車	選別・ 保管段階
飲食用缶類 (スチール缶・アルミ缶)	ネット袋	市及び委託業者による定期 収集	燃やせない ごみの日	パッカー車	高岡市ストックヤード
飲食用びん(無色)	コンテナ			パッカー車 ダンプ車	
飲食用びん(茶色)	コンテナ				
飲食用びん(その他色)	コンテナ				
飲食用ペットボトル	ネット袋			パッカー車	民間中間処理施設(選別・圧縮・梱包)
古紙類(紙パック)	ひもで縛る			ダンプ車	
古紙類(段ボール)	ひもで縛る			パッカー車 ダンプ車	
古紙類(紙箱・包装紙)	ひもで縛る				
プラスチック容器	専用指定袋			パッカー車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者等の意見、要望を反映するとともに、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進め、本計画を実効あるものとするため次の取り組みを行うこととする。

(1) 高岡市廃棄物減量化等推進審議会の活用

本市では、ごみの減量化・資源化の促進を図るため、市民・事業者・学識経験者・関係行政機関の職員で構成する「高岡市廃棄物減量化等推進審議会」を設置しており、この審議会を活用しながら分別収集計画の推進を図るものとする。

(2) 市民の協力を求めるうえで必要な事項

本市においては、ごみの分別収集の開始以来 40 年以上が経過し、この間に燃やせるごみの有料制導入や容器包装廃棄物の分別収集の完全実施も相まって、ごみの減量化・資源化に対する市民の理解と関心が高まっているところである。

このような動きを一層促進するため、広報啓発に努めるほか地域環境美化等推進員や校下・地区の保健衛生委員の活動等を通じて、ごみの減量化と分別排出の徹底を図ることとする。

- ① 分別区分に対応した集積場所について、自治会等に協力を求め確保に努める。
- ② ごみの出し方（分別収集）について、自治会等と協力して指導・助言を行い、周知徹底を図る。
- ③ 地域環境美化等推進員、校下・地区の保健衛生委員の活動充実のための支援を図る。
- ④ ごみの減量化・資源化について、様々な機会をとらえ市民の意識啓発に努める。
- ⑤ ごみの分け方と出し方の市内全世帯への配布を引き続き行うほか、説明会・研修会を開催し分別排出・分別収集の協力を求める。

(3) 集団回収を促進するために必要と考えられる事項

自治会・婦人会、小中学校 P T A、保育園・幼稚園の保護者会等の住民団体による集団回収を促進するため、資源再生品回収事業奨励金交付制度を継続するとともに、資源再生品の回収量増加に努める。

(4) ごみの減量化・リサイクル活動を促進するために必要と考えられる事項

- ① ごみの減量やリサイクル、分別の方法や出し方について、自治会等からの要望に応じて職員が説明を行う出前講座等を継続的に実施する。
- ② ごみ処理や環境問題に関する学校教育の充実
- ③ 家庭系燃やせるごみの減量化を図るとともに、容器包装廃棄物や資源再生品の混入等を抑制し分別排出の促進を図る。
- ④ 各種団体や事業所等に対し、自主的な資源回収事業に関する指導・助言を行う。

(5) その他必要と考えられる事項

美しいまちづくり高岡市民連絡会議及び高岡市環境保健衛生協会における表彰制度を活用し、容器包装廃棄物の分別排出優良自治会、功労者、事業者等の表彰を行う。

容器包装廃棄物の分別収集・処理フロー

